

## 人権侵害からの救済体制（救済手段等の流れ）

R7.12 人権・男女共同参画課

### 相談支援（第8条）

- 多くの事案は県による相談支援において対応（専門の相談窓口や事務局で対応）



### 救済の申立て（第9条）

- 人権オンブズパーソンは非常勤であり常駐ではない。このため申立てはまず事務局が受領し、相談窓口等への相談状況等を申立人に聞き取るなどして、整理した上で、代表オンブズパーソンに伝える。
- 申立てを受け付けるか否かは、代表人権オンブズパーソンを中心に入権オンブズパーソンにより決定される（第18条第5項）。詳細は規則等により別途定める（第35条）。
- 相談が尽くされていないものは、申立てを受け付けない（第9条第1項）。
- 申立ての除外事項（裁判所において係争中など）に該当するものは、申立てを受け付けない（第9条第5項）。
- 申立てを受け付けない場合は、理由を付して申立人等に通知（第9条第6項）するとともに、必要に応じて適切な窓口や関係機関について申立人に助言する。



### 調査（第22条）

- 人権オンブズパーソンは必要に応じて事実関係を調査する。調査には、申立てに係る調査（第22条第1項）と、発意の調査（同条第2項）がある。
- いずれも、強制力のない任意の調査である。
- 人権オンブズパーソンから、事務局に指示をして調査を行う（第19条第1項）。
- 事実関係の確認に至らなければ調査を打ち切り、手続を終了。その場合は申立人等に理由を付して通知するとともに、必要に応じて適切な窓口や関係機関について助言する（第22条第3項）。



### 合議（第18条）

- 人権オンブズパーソンは人権侵害行為の有無や救済の要否について、担当人権オンブズパーソン3人の合議によって決定する（第18条第6項）。
- 人権オンブズパーソンが人権に関する地域の社会構造上の課題について意見を公表する場合その他重要事項に関する決定については、全員の合議（第18条第7項）



### 救済手段（第10条、第11条、第12条、第13条、第26条）

#### 《県の機関による人権侵害の場合》

- 人権オンブズパーソンは、県の機関に対しては直接**是正勧告**をすることができる（第10条第3項）。県の機関は是正勧告を尊重しなければならない（第25条第3項）。

#### 《個人や事業者等による人権侵害の場合》

- 人権オンブズパーソンは、個人や事業者等による人権侵害行為が認められる場合には、知事に対して、当該行為者への**是正要請**（第11条第1項）を行うよう勧告することができる（第10条第1項）。
- インターネット上の誹謗中傷等については、知事に対して、プラットフォーム事業者（第12条第1項）又は発信者（同条第2項）への**削除要請**を行うよう勧告することができる。

- ・知事から是正要請や削除要請を受けた者は、これを尊重し、誠実かつ適切な対応に努めなければならない（第 14 条）。

#### 《人権に関する地域の社会構造上の課題》

- ・人権オンブズパーソンは、事案によっては、相手方を定めずに広く意見を公表すること（**意見公表**）ができる（第 26 条）。公表に際しては個人情報の保護に留意する。

↓

#### **報告・確認**（第 11 条第 2 項、第 12 条第 4 項、第 24 条第 1 項）

##### 《県の機関による人権侵害の場合》

- ・人権オンブズパーソンは、県の機関に対して是正等の措置について報告を求める。

##### 《個人や事業者等による人権侵害の場合》

- ・知事は、是正要請の相手方に対して是正等の措置について報告を求める。
- ・知事は、削除要請後の状況を確認する。

↓

#### **是正要請等に従わない場合**

##### 《県の機関による人権侵害の場合》

- ・人権オンブズパーソンによる**意見の表明**（第 24 条第 3 項）は、是正勧告を受けた県の機関による是正等の措置が不十分であると認める場合の救済手段である。

##### 《個人や事業者等による人権侵害の場合》

- ・知事による**意見表明**（第 13 条第 1 項）は、人権侵害行為者が知事からの是正要請、削除要請に従わない場合の救済手段である。
- ・意見表明を行うに当たり、人権オンブズパーソンに意見を求めることができる。
- ・人権オンブズパーソンによる意見公表とは異なり、相手方を特定して行うものである。

↓

#### **公表**（第 15 条、第 27 条）

- ・申立てを受けた事案の顛末を公表するもの
- ・知事（第 15 条第 1 項）又は人権オンブズパーソン（第 27 条第 1 項）による公表は、どのような人権侵害行為が行われているのか、どのような行為が人権侵害に当たるのかを明らかにし、同種の事案の再発を防ぐことなどを期待して行うものであり、人権侵害を行った者への制裁として行うものではないので、個人情報は伏せて事案の概要を公表する。
- ・第 26 条の規定に基づく意見公表を行った場合は、重ねて第 27 条第 1 項の公表は行わない。

↓

#### **人権政策審議会への報告**（第 15 条第 3 項、第 27 条第 2 項）

- ・知事及び人権オンブズパーソンは、年度ごとの運営状況を人権政策審議会に報告する。
- ・報告は、人権侵害行為からの救済体制が適正に運用されてるかを審議会において検証する役割を持つものである。報告先を知事としないのは、人権オンブズパーソンの独立性・中立性を維持するとともに、人権オンブズパーソンから勧告を受けた知事による手続を審議するためである。
- ・報告には事案の詳細な状況や配慮が必要な個人情報等が含まれるため、報告を受ける際の審議会は、非公開とすることを想定している（第 33 条第 1 項）
- ・報告は個人情報を伏せて公表される（第 15 条第 4 項、第 27 条第 3 項）。

# 《インターネット上の人権侵害事案に係る条例制定による効果》

## 現在の状況

県には、インターネット上の誹謗中傷等の情報について削除に係る手続や基準の定めがなく、表現の自由に配慮した透明性のある手続を行うことは困難。このため、国が基準を示している同和地区の識別情報の摘示事案を除くと、削除に向けた取組を行っていない。

### 【事例1 個人への名誉棄損やプライバシーの侵害等に係る人権侵害が行われた場合】

- 現在、削除の基準や手続の透明性に課題があるため、県として当該情報の削除に向けた取組を行っていない。
- 情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者（被害者）から相談を受けたとすれば、「情報流通プラットフォーム対処法」に基づき、被害者が直接削除を申し出る方法の指導や被害者への助言を行う専門相談窓口を紹介するほかない。

### 【事例2 同和地区的識別情報が摘示された場合】

- 従前より国が削除に向けた基準を示しており、県は市町村との研究会を経て、モニタリングのための基準を策定している。
- 現在も、同和地区的識別情報の摘示については、県に情報提供があったものとモニタリングにより発見したものについて、法務局に情報提供をするとともに、法務局からの削除を依頼している。（県として事業者等への削除の申請は行っていない。）



## 条例制定による効果

- 1 人権オブズパーソンによる、専門性、中立性、公正性を備えた判断が得られる。
- 2 県が削除要請を行う根拠規定が定まり、その手続が明確になる。
- 3 削除要請後の公表、人権政策審議会への報告により、手続の透明性が確保できる。

### 【事例1 個人への名誉棄損やプライバシーの侵害等に係る人権侵害が行われた場合】

①被害者から救済申立てがあること、②先に「情報流通プラットフォーム対処法」に基づく削除申請等を行っていることが前提となるが、条例に基づき以下の対応が可能となる。

- 人権オブズパーソンによる申立ての受付、調査、知事への勧告（第9条、第10条）
- 知事が、人権オブズパーソンの勧告を尊重し、プラットフォーム事業者へ削除要請（第12条第1項）
- 人権オブズパーソンによる発信者の特定に向けた調査（第22条第2項）
- 発信者が特定された場合には、知事から発信者へ削除要請（第12条第2項）
- プラットフォーム事業者及び発信者が削除に応じない場合に、知事が意見表明を行うこと、またその後に、公表すること（第13条第1項、第15条第1項）
- 人権オブズパーソンが、当該事案が人権に関する地域の社会構造上の課題であると判断した場合に意見公表を行うこと（第27条第1項）

### 【事例2 同和地区的識別情報が摘示された場合】

不特定多数の者の人権が侵害される同和地区的識別情報の摘示については、必ずしも被害者からの申立てがあることは必要ではない。条例に基づき以下の対応が可能となる。

- 同和地区的識別情報の摘示がインターネット上で確認できれば、県からプラットフォーム事業者へ直接に削除要請できる（第30条第2号）
- 上記のほか、「事例1」でとりうる手段の全てが可能となる。